

窒素酸化物低減装置を備える船舶用原動機の認証に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

IACS は、船舶用原動機の認証の際に適用する NOx テクニカルコード及び選択式触媒還元脱硝装置（以下、SCR 脱硝装置）を採用する場合に参考とする解釈として、IACS 統一解釈 MPC125 を規定しており、IMO においては MEPC.1/Circ.895 として承認されている。本統一解釈では、SCR 脱硝装置を備える船舶用原動機において、シリンダー数等が異なる組合せの船舶用原動機グループでの認証を可能とする旨、明確化しており、本会は同統一解釈を既に本会規則に取入れている。

昨今、SCR 脱硝装置を備える船舶用原動機ファミリーの認証時においても、NOx 規制を考慮した原動機の多様化が進み、各船級にシリンダー数等の異なる当該ファミリーが申請されている。そこで、上記に関する取り扱いを明確化すべく、原動機ファミリー且つシリンダー数等が異なる場合であっても、NOx 規制値に影響を及ぼさないことを示す技術的根拠が提示されれば、当該原動機ファミリーの認証を可能とする解釈案を作成した。IMO での審議の結果、IACS 提案の統一解釈案は合意され、2022 年 6 月に開催された IMO 第 78 回海洋環境保護委員会（MEPC）にて、MEPC.1/Circ.895/Rev.1 として承認された。

今般、当該 MEPC.1/Circ.895/Rev.1 及び IACS 統一解釈 MPC125(Rev.1)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

SCR 脱硝装置を備える原動機に適用される IACS 統一解釈のうち、IACS 統一解釈 MPC125 について、最新版である IACS 統一解釈 MPC125(Rev.1)を参照するよう改める。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連）

-1.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 1.1.2(1)の適用上, 選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあっては *IMO* 決議 *MEPC.291(71)*（その後の改正を含む。）にもよる。また，本決議及び NO_x テクニカルコードの適用上，該当する IACS 統一解釈 MPC（MPC30(Rev.1), MPC58(Rev.1), MPC59(Rev.1), MPC74(Rev.1), MPC77(Rev.1), MPC106, MPC112(Rev.1), MPC115(Rev.1), MPC116(Rev.1)及び MPC125(Rev.1)）にもよる。

「船舶用原動機放出量確認等規則実施要領」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.2 定義

1.2.1 用語

-1.を次のように改める。

-1. 船舶用原動機放出量確認等規則（以下、本実施要領では「規則」という。）**1.2.1(3)**の適用上, 選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあつては *IMO* 決議 *MEPC.291(71)* (その後の改正を含む。) にもよる。また, 本決議及び *NOx* テクニカルコードの適用上, 該当する *IACS* の統一解釈 *MPC* (*MPC30(Rev.1)*, *MPC58(Rev.1)*, *MPC59(Rev.1)*, *MPC74(Rev.1)*, *MPC77(Rev.1)* , *MPC106* , *MPC112(Rev.1)* , *MPC115(Rev.1)* , *MPC116(Rev.1)* 及び *MPC125(Rev.1)*) にもよる。